

★広島文教大学公的研究費不正使用防止計画

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	チェック	2024年度不正防止計画	2024年度実施状況	2025年度不正防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	実施済	定期的に関係者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあたっては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。	2024年度は教授会等での定期的な啓発活動行っていない。 副学長およびコンプライアンス教育推進責任者による大学教職員研修会において啓発活動を実施。	教授会等で啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあたっては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	チェック	2024年度不正防止計画	2024年度実施状況	2025年度不正防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	実施済	・事務処理手続きに関するルールを盛り込んだマニュアルを作成し、配付する。また配分機関のルールブック等により、適正運用の徹底を図る。	科学研究費助成事業執行マニュアルを作成し、周知した。	・科学研究費助成事業執行マニュアル飲み直しを行う。 ・適正運用の徹底を図る
	実施済	・公的研究費の処理手続きに関する説明会を開催し、適正運用の徹底を図る。	夏期FSD研修会において、研修会を実施。 タイトル：「科学研究費助成事業（科研費）研究計画調書の作成ポイントと適正な研究費の使用について」	・FD・SD研修会で公的研究費の処理手続きに関する説明会を開催し、適正運用の徹底を図る。 （受講対象：当該年度科研費採択者及び次年度応募予定者）
	実施済	・旅費・検収に関するルールを徹底するため、定期的な情報発信を実施する。		・旅費・検収に関するルールを徹底するため、定期的な情報発信を実施する。
・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	実施済	・教職員等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。	学長のリーダーシップの下で統括管理責任者及びコンプライアンス教育推進責任者が研修を実施した。 大学教職員研修会：「科研費内部監査の報告」	・教職員等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。
・公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。	実施済	・研修を行い、参加を義務付ける。		・大学教職員研修会で内部監査の報告と行動規範の周知徹底を図る研修を行い、参加を義務付ける。
・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	実施済	・公的研究費に関わる教職員等から不正行為を行わない旨の誓約書を提出させる。	日本学術振興会研究倫理e-ラーニング「eL-Core」による研究倫理教育を受講し、誓約書を提出させた。	・（主に今年度着任した教員を対象に）日本学術振興会研究倫理e-ラーニング「eL-Core」による研究倫理教育を受講し、誓約書を提出させる。
	該当なし	・不正行為を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。	不正行為事案があった場合の処分について認識を高める必要がある。 2024年度においては該当者なし。	・不正行為を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	チェック	2024年度不正防止計画	2024年度実施状況	2025年度不正防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正行為事案が発生する。	該当なし	不正行為事案があった場合は、調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正防止計画に加える。	不正行為事案は発生していないが、引き続き再発防止策を検討し、不正防止計画を見直していく。	不正行為事案があった場合は、調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正防止計画に加える。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	チェック	2024年度不正防止計画	2024年度実施状況	2025年度不正防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	実施済	・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。	公的研究費の内部監査を実施し、予算の執行状況を確認するとともに、必要に応じて研究者にヒアリングを実施した。	・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
	実施済	・特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。		

★広島文教大学公的研究費不正使用防止計画

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	チェック	2024年度不正防止計画	2024年度実施状況	2025年度不正防止計画
発注段階での財源特定がなされていない。	実施済	執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等での指導・注意喚起を行う。	統括管理責任者及びコンプライアンス教育推進責任者による研修会を実施し、適正な運営・管理を周知した。	執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等での指導・注意喚起を行う。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	実施済	・不正防止に関する資料を作成し配付することにより、どのような行為が不正行為にあたるのかを業者にも認識させ、誓約書を提出させる。	取引業者に誓約書を提出させ、不正行為にはかかわらないこと、また、不正行為にあたる依頼があった場合は本学に通報することを要請した。	・不正防止に関する資料を作成し配付することにより、どのような行為が不正行為にあたるのかを業者にも認識させ、誓約書を提出させる。
	実施済	・不正行為にあたる依頼があった場合は、直ちに本学に通報することを要請する。		・不正行為にあたる依頼があった場合は、直ちに本学に通報することを要請する。
	実施済	・不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う。		・不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う。
	実施済	・特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。		・特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。
	実施済	・公正な取り引きの観点から、機器備品等の価格交渉については物品調達責任者が行う。		・公正な取り引きの観点から、機器備品等の価格交渉については物品調達責任者が行うことが必要である。
旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	実施済	・教職員等が行う出張について、財源にかかわらず、出張報告書及び旅行の事実を証明する領収証等の提出を義務化する。	内部監査において、公的研究費の支出に不明瞭な点は見当たらなかった。	・教職員等が行う出張について、財源にかかわらず、出張報告書及び旅行の事実を証明する領収証等の提出を義務化する。
	実施済	・学会等の参加については、必ず学会要項など参加の証明ができるものを提出させる。		・学会等の参加については、必ず学会要項など参加の証明ができるものを提出させる。
検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	実施済	・全ての購入物品について、事務部門による納品事実の確認を行う。	物品検収担当者による検収を実施し、消耗品以外は公的研究費で購入していることがわかるシールを貼り管理している。	・全ての購入物品について、事務部門による納品事実の確認を行う。
	実施済	・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収方法を策定し、周知する。	広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則第20条2に定め、マニュアルにも掲載し周知している。	・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収方法を策定し、周知する。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	実施済	事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。	発注者（研究者）に購入目的を確認している。	事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。
非常勤雇用者等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金等が防止できない。	該当なし	・各責任者は、非常勤雇用者等の勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に実証する方策及び不定期の調査等により実証する方策を策定し、実施する。	2024年度は実績がない。 カラ謝金等の不正行為を防止するため、事務部門による出勤簿の管理、および不定期の立ち入り調査等を実施する。	・各責任者は、非常勤雇用者等の勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に実証する方策及び不定期の調査等により実証する方策を策定し、実施する。
	該当なし	・事務部門が管理する出勤簿を使用した勤怠管理を実施する。		・事務部門が管理する出勤簿を使用した勤怠管理を実施する。
	該当なし	・事務管理部門による不定期の立ち入り調査等により、勤務実態の確認を行う。		・事務管理部門による不定期の立ち入り調査等により、勤務実態の確認を行う。

★広島文教大学公的研究費不正使用防止計画

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因		2024年度不正防止計画	2024年度実施状況	2025年度不正防止計画
通報窓口が判りにくいいため、不正が潜在化する。	実施済	通報窓口は、ホームページや規程等により周知しているが、通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る。	2024年度は実績なし。 引き続きホームページ等を通じて、相談窓口、通報窓口は公表する。	通報窓口は、ホームページや規程等により周知しているが、通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る。
配分機関の定めによる使用ルール等について理解の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	該当なし	・相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。		・相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。
	実施済	・研究者等を対象とした公的研究費の取扱いに関する説明会を実施し、理解度チェックを行う。	2024年度は、公的研究費に関わる全教員及び職員に対してにコンプライアンス教育を実施し、誓約書及び理解度チェックのアンケートを行った。	・（主に今年度着任した）研究者等を対象とした公的研究費の取扱いに関する説明会を実施し、理解度チェックを行う。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	チェック	2024年度不正防止計画	2024年度実施状況	2025年度不正防止計画
不正防止を推進する体制の検証および不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	実施済	・内部監査の体制を強化し、通常監査及び特別監査の対象数を拡大させる。	2024年5月31日に通常監査を実施した。	・内部監査の体制を強化し、通常監査及び特別監査の対象数を拡大させる。
	未実施	・抜き打ち監査を実施する。	実施していない。	・抜き打ち監査を実施する。
	未実施	・内部監査部門は、防止計画推進部署と連携して不正防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。	不正防止計画推進委員会を防止計画推進部署に修正し、不正防止体制の検証を行う。	・内部監査部門は、防止計画推進部署と連携して不正防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。